

三重県CALS 電子納品運用マニュアル 平成29年4月版の改訂点

「三重県CALS電子納品マニュアル 平成29年4月版」（以下、「県マニュアル」という。）の主要な改訂点は以下のとおりです。

なお、詳細な改訂内容については、別紙 平成29年4月「三重県CALS電子納品運用マニュアル」新旧対照表を参照してください。

1. 電子媒体の論理フォーマット変更

CD-Rの論理フォーマットをIS09660（レベル1）からJolietとしました。

2. 公共工事の電子納品対象

三重県公共工事共通仕様書及び三重県建設工事実務必携に提出すべき成果品となっていない「出来型品質管理図（工程能力図）」、「工度数表」を電子納品の対象から削除しました。

3. データ格納方法の追記

点検データなど階層をもった資料を格納する場合や、データ形式で保管する場合に容量が大きくなることが想定される i-construction にかかるデータなどは、データの圧縮を行って格納する旨追記しました。

4. 電子媒体の提出部数について

監督員が完成検査後に、電子媒体（副）を県土整備部公共事業運営課に送付する記述を県マニュアルから削除し、「三重県公共事業情報統合データベースの登載データ等の運用指針」に移行しました。

5. 電子納品個別事項について

- ・工事管理項目に入力する請負者コードに、三重県の建設工事等入札参加資格者名簿の建設業許可番号を記入するように表現を変更しました。
- ・DRAWINGF（完成図）フォルダには、設計図書に従って工事目的物の完成状態を図面として記録した「工事完成図」の図面データを格納する旨、共通仕様書の記述と整合させました。それに従い、図面の修正方法の記述を削除しました。

6. 引用参照している情報の更新

策定時点から、引用参照している情報を更新しました。主に以下の項目の時点修正を行っています。

- ・CORINS、TECRIS 登録番号等、発注者コード番号の参照方法
- ・参照 URL
- ・電子納品の確認に必要なソフトウェア